

令和 8 年度 県内企業への外国人材活躍支援と意識醸成事業
委託業務に関する参加表明及び提案を求める公告

人口減少による労働力不足等を背景とした外国人労働者の増加や、日本での就労やキャリアアップ等を希望し、将来の人材として期待される留学生の増加が見込まれることから、外国人材の県内企業等への円滑な受入れと定着が急務になりつつある。こうした中、本事業の実施にあたっては、外国人材受入れ等に関する基本的事項に対する企業向けの相談窓口の設置や、県内企業への受入れの支援や外国人材の受入れに関して県内企業が抱える課題解決に係るセミナーの開催、留学生における県内企業の認知度を向上させるための総合的な企業研究イベント等を開催するものであり、県内企業からの相談対応や留学生及び県内企業への広報、セミナー等の企画、運用に当たっては、極めて高い専門性が求められる。

また、当該支援を必要とする県内企業からの相談対応や、企業及び留学生の情報収集・更新を継続して行う必要があるため、公益財団法人岡山県産業振興財団を相手方とする随意契約手続を行う予定であるが、他の者で下記 2 の資格を有し、本業務の実施を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者からの技術提案書等の提出を募集する。

令和 8 年 2 月 26 日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名
令和 8 年度 県内企業への外国人材活躍支援と意識醸成事業
- (2) 契約期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (3) 契約限度額
21,941,412 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 業務内容
別紙仕様書のとおり

2 技術提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 過去 1 年間以内に、県内企業からの相談対応や県内企業への就職を希望する留学生のための企業説明会又は県内企業を対象とした外国人材の採用手続に関するセミナーを開催した実績を有すること。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下、「入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
- (3) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類 5 企画・制作、小分類 5 広告・広報及び小分類 6 イベント企画・運営」、「大分類 9 その他、小分類 4 研修業務」の双方であり、格付区分が A

であること。

- (4) 岡山県内に事務所又は事業所を有していること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (6) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 契約条項を示す場所

岡山県産業労働部労働雇用政策課 雇用対策班

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6

電話：086-226-7391

FAX：086-226-7869

E-mail：koyou@pref.okayama.lg.jp

4 技術提案参加手続等

(1) 仕様書の配布期間及び場所

ア 配布期間

本告示の日から令和8年3月4日（水）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。なお、岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページからダウンロードすることができる。 <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>

(2) 技術提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

この技術提案に参加を希望する者は、技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）を次のとおり提出しなければならない。また、提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

ア 提出期限

令和8年3月4日（水）午後5時（必着）

イ 提出場所

上記3の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便、その他これに準ずる方法によるものに限る。）

(3) 技術提案参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

イ 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年3月9日（月）までに、上

記3の担当課へFAX又はE-mailにより説明を求める書面を提出することができる。

(4) 技術提案に当たっての質問の受付及び回答

仕様等について疑義がある場合は、次により説明を求めることができる。

ア 受付期間

本告示の日から令和8年3月4日(水)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 受付方法

仕様等に対する質問・回答書(様式第2号)を、上記3へFAX又はE-mailにより提出すること。送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。

ウ 回答方法

FAX又はE-mailにより回答する。なお、必要に応じて、内容を岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページに掲載することがある。

エ 留意事項

技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

5 技術提案書の提出等

この技術提案に参加する者は、次により書類を提出しなければならない。

(1) 技術提案事項

ア 業務遂行にあたっての基本的な考え方及び方法

イ 各業務の目標数値及び目標を達成するための具体的な実施計画

ウ 業務実施体制、人員配置計画及び緊急時の連絡体制

(2) 技術提案書の提出

ア 提出期限

令和8年3月11日(水)午後5時(必着)

イ 提出場所

上記3の場所に同じ。

ウ 提出書類

① 提案書(様式第3号)

② 提案説明書(様式は定めないが、用紙はA4を使用すること)

③ 見積書(会社名及び役職・代表者名を明記すること)

④ 経費積算書(様式は定めないが、用紙はA4を使用し、積算基礎を記載すること)

⑤ 会社案内等、応募者の概要がわかるもの

エ 提出部数

正本1部、副本4部

オ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便、その他これに準ずる方法によるものに限る。)

(3) 技術提案書の説明等

ア 技術提案書の説明

技術提案書の説明を行うプレゼンテーション等を実施する場合があるので、あらかじめ承知しておくこと。なお、詳細については、プレゼンテーション等を実施することとした時点でその旨を別途通知する。

【 予 定 】 日 時 : 令和8年3月16日(月) 午前中

場 所 : 岡山県庁内会議室(岡山市北区内山下2-4-6)

イ 本公告に係る技術提案に要する経費は、参加者の負担とする。

- ウ 提出された書類は返却しない。
- エ 提出された書類及び技術提案説明に虚偽及び不正があった場合は、参加者は失格とする。
- オ 提出された書類は、委託業者の選定以外の用途に参加者の無断で使用しない。
- カ 技術提案参加者の名称、代表者及び所在地については、公表することがある。

6 委託候補者の選定及び契約の締結等

- (1) 委託候補者の選定
複数の選考委員で構成する審査会において、別に定める審査基準に基づき、上記5の書類の内容を審査し、委託候補者を一つ選定する。
- (2) 審査結果
審査後、速やかに書面により通知する。
- (3) 契約の締結
委託候補者の決定後、提出された技術案を基本として委託候補者と岡山県との協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。
- (4) 契約保証金
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。
- (5) 契約の内容
契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。
- (6) 暴力団の排除に係る誓約書
委託候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなし契約を締結しない。

7 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 技術提案に参加する資格のない者及び上記4の(2)のアの期限までに技術提案参加資格確認申請書を提出しなかった者が提案したとき
- (2) 提案書が、上記5の(2)のアの提出期限を越えて提出されたとき
- (3) 見積書が、上記1の(3)の条件を満たさないとき
- (4) 提案書に不足又は虚偽の内容があったとき
- (5) 提案者が、上記2に定める技術提案に参加できる者の資格を喪失したとき
- (6) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき

8 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。
- (2) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出する提案書は、技術提案参加者ごとに1案のみとする。
- (4) 提案書の作成及び提案に関する説明に要するすべての費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、委託候補者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 審査経過については公表しない。
- (8) 本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) この技術提案に基づく契約の契約金額に係る消費税額及び地方消費税の額が変更となる場合は、当該契約の変更を行うことがある。

- (10) 技術提案に係る事業は、本県の令和8年度当初予算において予算措置された場合にのみ事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には、この手続きに係る一切について、いかなる効力も発生しない。
- (11) 本事業は、国の交付金事業であり、令和8年4月1日までに国の予算が成立しない等の場合、県は委託候補者に対して契約の内容や契約期間の見直しを求めることがある。また、国の交付金の決定額に変更が生じる場合は、当該契約の変更を行うことがある。
- (12) 契約締結に係る経費は、全て受託者の負担とする。